

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

3 (3) 障がい者に対するサービス充実と権利擁護の確立について

①障がい福祉サービス基盤の整備

大阪府障がい者計画の策定においては、障がい者の置かれている事情や環境を正確に把握するとともに、同計画に基づいて地域における障がい福祉サービス基盤を整備すること。また、市町村が実施する地域生活支援事業として、1) サービス提供者などに対する研修および啓発事業、2) 障がい者や家族などの活動に対する支援事業、3) 後見制度に関する人材の育成や研修事業等を追加し、これらに必要なサービス量が確保される財源措置を講ずるよう国に働きかけること。

（回答）

大阪府では、平成24年3月に策定した「第4次大阪府障がい者計画」に基づき、広域的、専門的な観点から、市町村と連携し、障がい者が必要なサービスを利用し、自立した生活を送り、社会参加できるように取り組んでいます。

地域における住まいの場をはじめ、介護や日中活動など障がい福祉サービス基盤の整備につきましては、上記計画に基づき、市町村と連携しつつ、より充実したサービス提供が行われるよう、基盤整備に向けた取り組みを推進していきます。

また、市町村が実施主体の地域生活支援事業につきましては、障がい者や家族などの活動に対する支援事業として自発的活動支援事業等が、また、法人後見実施のための研修や法人後見の適正な活動のための支援等を実施する成年後見制度法人後見支援事業が新たに追加されました。

大阪府としては、引き続き、広域的、専門的な観点から、地域における障がい者施策の充実に取り組んでまいります。また、市町村において地域生活支援事業が適切に実施されるよう助言等を行っていくとともに、継続的、安定的な事業実施を図ることができるよう、確実な財源措置について国に対して要望を行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課・地域生活支援課・生活基盤推進課